

発行所
益田警察署
所在地
TEL 22-0110



不法滞在・不法就労防止
皆様のご理解とご協力をお願いします!!

～外国人を雇用する事業者の皆様へ～

外国人を雇用する際は、必ず確認してください

1. 在留カードの有無の確認

特別永住者の方を除き、在留カードを持っていない場合は、原則就労することはできません。

2. 「就労制限の有無」欄(在留カード表面)の確認

在留カードの表面に「就労不可」の記載がある場合は、原則雇用できません。

3. 「資格外活動許可」欄(在留カード裏面)の確認

在留カードの表面に「就労不可」の記載があっても、裏面の「資格外活動許可」欄に「許可」の記載がある場合は、就労することができます。

※就労時間や就労場所に制限あり

注意!!Caution!!

外国人を不法就労させるなどした場合は、事業主も処罰の対象となります。

また、不法就労と知らなくても、在留カードを確認していない等の過失がある場合は処罰されます。

不法就労助長罪

「3年以下の懲役・300万円以下の罰金」



警察官B(大学卒、高校卒業程度)採用試験申込受付中!!

申込受付期間:5月20日(月)~6月19日(水)

- 第一次試験 7月14日(日)
- 第一次合格発表 8月2日(金)
- 第二次試験 8月下旬

※警察官Bの採用試験は教養試験の代わりに『SPI3(基礎能力検査)』を実施します。
 ※警察官B高校卒業程度は新卒(高等学校在学中)の方は受験できません。別途警察官A(高校卒業程度)試験が行われます。
 ※警察官A(高校卒、新卒)と警察官B(高校卒、既卒)は併願できません。

採用に関する問い合わせ

○ 島根県警察本部 0852-26-0110	○ 採用フリーダイヤル 0120-032-764
○ 島根県警察ホームページ	○ 島根県警察採用係LINEアカウント

警察官募集

還付金詐欺に注意!

還付金詐欺とは、市役所などを名乗り「保険料などの還付金や払戻し金がある」「ATMで手続きが可能」などと電話をかけてATMへ誘導し、還付の手続きと言って振込をさせる手口です。特殊詐欺では、非通知や050から始まる電話番号、「表示圏外」と出る海外の電話番号などから電話がかかってくる。